令和６年６月

保護者の皆様

多摩市立　諏訪小学校

校　長　齊藤　幸之介

学校における熱中症特別警戒アラート発令時の対応について

　日頃から、本市の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本年は、全国的に平年より気温が高い日が多く、今後、梅雨が明けて暑さが本格化する時期には、過去に例のない危険な暑さになることも想定されます。

令和６年４月から、熱中症警戒アラートの一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新たに創設されました。熱中症特別警戒アラートとは、広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送車数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。こうした想定の下、多摩市教育委員会では、気候変動適応法の改正に伴う「熱中症特別警戒アラート」が発令された場合の学校の対応について、下記のとおり指針を令和６年６月に各小・中学校に示しました。

保護者の皆様には、今後、各学校が本指針に基づいた対応を行うことについて、ご理解をいただきますとともに、各学校の対応について、ご協力くださるようお願いいたします。

記

１　熱中症事故防止に関する基本的な考え方

　　熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを学校全体及び指導者が十分に認識した上で対応に当たります。

２　熱中症特別警戒アラートについて

（１）位置付け

　　　気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合

（２）発表基準

　　　都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が

３５に達すると予想される場合

（３）発表時間

　　　前日午後２時頃

３　基本方針

（１）全ての児童・生徒、教職員等が涼しい環境で過ごすことができるよう、学校運営を行います。

（２）発令時は、学校内における体育の授業（屋外）や屋外での活動は中止し、他の授業や別日に振り替える等の対応を取ります。また、部活動については、屋外での活動は中止します。

※なお、小学校における外部施設を利用した水泳授業等、活動場所が学校外であり、移動時の熱中症対策が十分講じられ、児童・生徒の安全が確保されている場合は、この限りではありません。

（３）学校行事については、開催の有無について、校長が判断します。

（４）発令時において、早朝から危険な暑さが予想され、児童・生徒の安全を確保する観点から欠席させる場合は、学校は欠席扱いとはしません。

（５）部活動における公式戦（大会）等、他の主催者の下で開催される事業に参加する際は、基本的に主催者の判断によるものとします。

（６）上記以外の対応については、改正気候変動適応法の趣旨（熱中症対策の強化）を踏まえ、適宜、学校長が判断します。

４　熱中症特別警戒アラートが発令された際の対応フロー

（１）前日

　　　①環境省記者会見（午後２時、アラート発令予告）

②各学校にて翌日の対応を検討

③検討結果を学校内で共有、保護者宛LINE（スクールキャスト）により通知

（２）当日

　　　①登校時に児童・生徒の体調を確認

　　　②前日の検討結果を基に教育活動を実施

　　　③下校時間帯の気温や暑さ指数を踏まえ、児童・生徒単独での下校に関し、熱中症防止の観点から下校時刻を遅らせる場合は、保護者宛LINE（スクールキャスト）により通知

【問い合わせ先】

多摩市立諏訪小学校

副校長　榊原　絵葉

電話　　042-371-4533